

居住誘導区域及び都市機能誘導区域

※土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を除いた区域とする。

※この居住誘導区域(案)は、500mメッシュ毎の推計人口や公共交通・各種施設徒歩圏等のデータ分析により作成。実際の誘導区域設定にあたっては、人口や市街地形成状況等の地域特性を考慮し検討を行うとともに、地形地物や用途地域等により、具体的な区域を検討。

